

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日またはその翌日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
保険医療機関等の指定(保険課)
保険薬剤師の登録(〃)
県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)
保安林の指定の解除予定(森林保全課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 人委規則 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則(職員課)
- ◇ 海区漁調 漁業法による公聴会の開催

告 示

鳥取県告示第六百六号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 巳 次

指定番号	種 別	題 名	発行番号等	類 別	表示された発行人所名
4834	雑誌その他 の刊行物	古使い	NO.50		北陽出版
4835	"	ポイント・好き・なの	NO.51		北陽出版
4836	"	熱き瞬間	雑誌 AW-81		マスケット出版
4837	"	床上手	ISBN -06-2532 -BW90		マスケット出版
4838	"	美味オソナ	雑誌 AW-78		マスケット出版
4839	"	投稿わくわく写真 VOL.5	雑誌 ト 177 94-2		傑ビテオ出版
4840	"	ニャン2倶楽部 3月号	雑誌 ト 069 83-3		傑白夜書房
4841	"	月刊FRANK 3月号	雑誌 1779 3-3		傑ビテオ出版
4842	"	セクシーアクション 4月号	雑誌 0551 3-04		㈱マガジエント ライオンメント
4843	"	胸キュン写真同盟 APRIL 1993	雑誌 ト 085 77-4		株式会社大洋書房

4844	"	オレンジ通信 1993. 4	雑誌コー ペ0211 89-4	株式会社東京三 社
4845	"	CITYPRESS 1993 APRIL 4	雑誌 0433 9-4	株式会社東京三 社
4846	"	おたのしみ生撮女子高生 4月号 1993	雑誌 0213 3-04	朝ワガジソエ テイソメント
4847	"	URCCO 04 APRIL * 1993	雑誌 0185 1-4	ミノオン出版
4848	"	メロンの気持ち	ISBN 4-87182 -066-1	晋新社
4849	"	アップル	雑誌コー ペ532 12-04	司書房
4850	"	ありみっくす	雑誌 5775 0-80	富士美出版
4851	"	パラルドンジヤラス1	雑誌 5775 0-84	富士美出版
4852	"	ラブ・メデヤソン	雑誌 5775 0-69	富士美出版
4853	"	COMICアットーテキ 1993. 7	雑誌コー ペ138 67-7	光彩書房
4854	"	COMIC Over Comic Beat 7月増刊号	雑誌 1389 6-7/5	株式会社三 世社
4855	"	COMIC SHAKE 7月号	雑誌 1378 1-7	株式会社三 世社
4856	録画テープ	女王様は素敵なお嬢さま	OK-0 01	不明

鳥 取 県 告 示 第 六 百 七 号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基つき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年七月十三日

鳥 取 県 知 事 西 尾 昌 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
国立療養所西鳥取病院	鳥取市三津八七六	平成五年七月一日
国立療養所鳥取病院	岩美郡国府町新通の三丁目三〇一	"
国立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田六九〇	"
岡山大学医学部附属病院三朝分院	東伯郡三朝町大字山田八二七	"
鳥取市立病院	鳥取市幸町七一	"
医療法人中島整形外科医院	鳥取市新九三十五	"
医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷一一五七	"
医療法人仁厚会倉吉病院	倉吉市山根四三	"

池淵医院	境港市栄町八八	"
鳥取県郡家保健所	八頭郡郡家町大字郡家四〇	"
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭一八七五	"
尾崎医院	八頭郡八東町大字才代二八一	"
太田原医院	気高郡気高町大字宝木八二七 一五	"
医療法人社団キマチ外科・整形 外科医院	西伯郡名和町大字富長七五五 一五	"
鳥取県根雨保健所	日野郡日野町大字根雨七一	"
中村歯科クリニ ック	鳥取市戎町四五三	"
彦歯科医院	米子市東福原五六三—三	"
富谷歯科医院	倉吉市河原町一九〇四	"
谷本歯科	鳥取市湖山町東五丁目五〇四 一八	"
大嶋歯科医院	鳥取市杉崎五九九—一	平成五年七月二日
中村歯科医院	倉吉市東岩倉町二二五五	"
上賀茂診療所	八頭郡郡家町大字稲荷二二— 一二	平成五年七月十日
株式会社太陽堂 薬局	倉吉市七井町一丁目八一七	平成五年七月一日
有限会社加藤調 剤薬局	倉吉市山根五三一—四	"

オサキ薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬四七一 一八	"
梶川薬局	八頭郡智頭町大字智頭一六六 四	"
薬局レセータ	米子市中島三九一—一	"
有限会社こやま 薬局東支店	鳥取市湖山町東五丁目五〇四 一〇	平成五年七月二日

鳥取県告示第六百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
内海 啓子	鳥薬第八五三号	平成五年七月一日
谷口 仁司	鳥薬第八五四号	平成五年七月二日

鳥取県告示第六百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域農村活性化総合整備事業八東御門地区農道整備、農業用排水、暗きよ排水、客土及び農用地造成）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成五年七月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
郡家町役場及び八東町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年七月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町上万字女夫右二一〇・字四反田二四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
 - 二1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町末吉字下宮原三〇二（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
魚つき
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年七月十三日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	フイアーバンクインソンド I	株式会社大同
〃	ラッコナルP-2	株式会社ソフイア
〃	獅子舞SV-2	〃
〃	キングヘースA	〃

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年七月十三日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十六号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第一条 給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「次長」を「部長、次長」に改める。

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第二条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の七の四級の項第六号中「本庁の」の下に「部長又は」を加える。

（職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正）

第三条 職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第六知事の事務部局の本庁の項中

に改める。

附 則

この規則は、平成五年七月十六日から施行する。

次 長

を

次 部 長
長

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第三号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成五年七月十三日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

一 開催日時及び場所

日 時

場 所

関係地区

平成五年七月二十六日
午後一時から

鳥取市青葉町三丁目一一一
鳥取県漁業協同組合連合会会議
室

岩美町以西大
栄町以東の地
区

平成五年七月二十七日
午後一時から

西伯郡淀江町大字淀江九九二一
一一
淀江漁業協同組合漁村センター

東伯町以西境
港市以東の地
区

二 案件

鳥取海区における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間並びに共同漁業の関係地区及び区画漁業の地元地区の事前決定について

三 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、年齢、従事する漁業の種類及び発言内容の要旨を記載した書面を平成五年七月二十一日までに鳥取海区漁業調整委員会に提出すること。